

静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について

1 改正理由

本法人の教職員の給与について、静岡県職員の給与改定に準じた改正を行う。

2 改正する規程

- (1) 静岡県公立大学法人職員給与規程
- (2) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則
- (3) 静岡県公立大学法人初任給調整手当に関する細則
- (4) 静岡県公立大学法人単身赴任手当に関する細則

3 改正内容

(1) 静岡県公立大学法人職員給与規程の一部改正

ア 給料表の改定（別表第1・別表第2）

一般職給料表及び教育職給料表について、県職員に準じて給料月額を引き上げる。
（資料1-1 新旧対照表のとおり）

○平成27年4月1日から適用

イ 諸手当の改定

(7) 初任給調整手当（第9条）

対象	現 行	改正後
教育職給料表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職	上限 月額 50,000 円	上限 月額 50,500 円

○平成27年4月1日から適用

※適用日前から在職している職員については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、上限月額50,500円を50,800円とする。

(4) 勤勉手当（第29条）

期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合を合計で0.1月分引き上げる。

（勤勉手当0.1月分引上げ）

（単位：月）

区分		6 月	12 月	計
27 年度	期末手当	1.225 (1.025)	1.375 (1.175)	2.6 (2.2)
	勤勉手当	0.75 (0.95)	0.75→0.85 (0.95→1.05)	1.5→1.6 (1.9→2)
	計	1.975	2.125→2.225	4.1→4.2
28 年度	期末手当	1.225 (1.025)	1.375 (1.175)	2.6 (2.2)
	勤勉手当	0.8 (1)	0.8 (1)	1.6 (2)
	計	2.025	2.175	4.2

（ ）は、特定幹部職員の支給割合

○平成27年度分は、平成27年12月1日から適用

○平成28年度分は、平成28年4月1日から施行

(2) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則の一部改正

ア 昇格時号給対応表の改正 (別表第10)

給与規程の給料表の変更に伴い、教育職給料表昇格時号給対応表の一部を改正する。

昇格前	昇格後
1級 127号給	2級 58号給→2級 57号給
2級 91号給	3級 66号給→3級 65号給

○平成27年4月1日から適用

イ 経過措置の一部改正 (平成27年9月1日改正附則第2項～第5項)

次の各手当については、平成30年3月31日までは給与規程に定められた金額・率を上限とした経過措置としているが、その経過措置の金額・率を次のとおり改正する。

(7) 扶養手当

区 分	給与規程第10条	経過措置	
		現 行	改正後
扶養親族たる子	7,500円	6,500円	6,800円
配偶者がいない場合の子のうち1人	12,000円	11,000円	11,300円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の1人当たりの加算額	6,000円	5,000円	5,300円

○平成27年4月1日から適用

(4) 地域手当

区分	給与規程第12条	経過措置	
		現 行	改正後
率	3.7%	3.4%	3.6%

○平成27年4月1日から適用

(7) 単身赴任手当

区分	給与規程第18条	経過措置	
		現 行	改正後
基礎額	30,000円	23,000円	26,000円
加算額	70,000円	45,000円	58,000円

○平成27年4月1日から適用

※加算額：職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額

ウ 級別標準職務表 (第3条、別表第1)

給与規程に定めるため、細則からは削除

○施行期日 平成28年4月1日